

## 現場代理人の常駐義務の緩和措置の拡大（試行）について

平成30年 7月 1日  
猪苗代町企画財務課

現場代理人の常駐義務緩和については、平成24年4月1日付けで通知した「現場代理人の常駐義務の緩和措置（試行）について」に基づき試行しています。

福島県（以下「県」という。）では、県発注工事において、現場技術者の確保が困難を理由とする入札不調が多く発生しているため、平成27年3月に県発注工事と市町村発注工事との常駐義務緩和を可能とするため、現場代理人の常駐義務緩和の対象を拡大したところであります。

県が市町村発注工事を含めて現場代理人の常駐義務緩和対象としたことから、町においても、このたび対象要件等を一部改正し、下記のとおり試行することとします。

なお、主任技術者の専任制等、建設業法の規定は従前どおり適用されますので、御注意願います。

### 記

#### 1 緩和の対象となる工事について

町又は県から受注している他の工事（以下「先行工事」という。）が、次のいずれかに該当する場合は、先行工事の現場代理人を当該工事の現場代理人とすることができます。

ただし、発注者（町又は県）がそれぞれ現場代理人の兼務を認めた工事に限ります。また、現場代理人と主任技術者の兼務は要件としません。

##### (1) 同一の主任技術者が管理できる工事

同一の主任技術者が管理できる工事とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事です。

ただし、専任の主任技術者の配置を要する工事を含む場合は当該工事を含め原則2件を緩和の対象とします。

※ 発注者が異なる場合の手続きは、参考1のとおりとする。

##### (2) (1)のほか、特に発注者が支障ないと認めた工事

次のア及びイの要件を満たすものが対象となりますが、工事内容等により品質管理や安全管理に支障があると判断する場合には認められない場合があります。

なお、(2)の要件により、緩和の対象とすることができる工事は1件とします。

ア 先行工事と当該工事の工事箇所が町内であること。

イ 当該工事の契約金額（又は予定価格）が 2,500 万円未満（建築一式工事である場合にあっては、5,000 万円未満）であり、かつ、先行工事の契約金額（又は予定価格）が 2,500 万円未満（建築一式工事である場合にあっては、5,000 万円未満）であること。

## 2 確認方法

「この工事については、落札者の申請に基づき発注者が認める場合、他の工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。」旨が指名競争入札通知書又は見積通知書に記載されている工事及び近接工事が対象となります。

また、入札等に参加しようとする方は、入札等の前（指名競争入札にあっては、設計図書等に対する質問の受付期間、随意契約にあっては、見積通知日の翌日から見書提出の前日まで（休日を除く。)) に、発注者に対して、別紙 1「現場代理人の常駐義務緩和に係る照会書」（両工事が入札又は契約手続中の場合は、別紙 1-1）により、上記 1 に該当するか否かを確認できます。

## 3 緩和に係る申請について

当該工事の入札等に参加しようとする者、又は当該工事を受注している者は、先行工事の現場代理人を当該工事の現場代理人とするものの可否について、入札等の前に発注者に対し別紙 2 により申請することができるものとします。

※ 発注機関が異なる場合は、現場相互の距離がわかる位置図と配置予定現場代理人に係る経歴書を添付してください。

※ 申請書の受付開始日は各発注機関及び各入札執行機関において、閲覧場所における掲示等により周知することとし、随意契約にあっては見積依頼日とします。

## 4 特約条項

緩和の対象となる工事については、「受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、町または県が発注し受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」という。）の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができます。この場合において猪苗代町工事請負契約約款第 10 条第 2 項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとします。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。」旨を工事請負契約書中に特記事項として記載してください。

なお、申請書及び承認書は別紙 2 によります。

## 5 承認の際の付与条件

緩和を承認する際には、工事の安全確保の観点から、別紙3の条件を必ず付すこととなります。

また、別紙3以外にも条件を付す場合もあります。

#### 6 問題が生じた場合の措置

緩和を承認した工事において、安全管理の不徹底に起因する事故の発生など、現場体制に不備が生じた場合は、直ちに承認を取り消し、新たに現場代理人を配置させることとします。

なお、受注者が工事発注者から現場代理人の緩和の承認を取り消された際に、新たな現場代理人を配置することができない場合には、工事発注者は解除権（猪苗代町工事請負契約約款第43条第1項第4号）に基づき当該工事の契約を解除するものとします。

#### 7 適用開始

平成30年7月1日以降に起工した工事から適用します。（それ以前に実施決定した工事を先行工事として緩和対象とすることは可能です。）

現場代理人の常駐義務緩和に係る照会書	
1 照会対象工事 (入札日：平成 年 月 日)	
工事番号・工事名	第 号
工事箇所	猪苗代町
工事区分	
工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
配置予定現場代理人氏名	
配置予定主任技術者氏名	
2 配置予定現場代理人が現在従事している工事	
工事番号・工事名	第 号
工事箇所	猪苗代町
工事区分	
契約金額	
工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
1 との重複期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
主任技術者氏名	
<p>上記配置予定現場代理人を当該工事の現場代理人とすることの可否について回答願います。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>猪苗代町長</p> <p style="text-align: center;">会社名 代表者名</p>	
<p>上記配置予定現場代理人を当該工事の現場代理人とすることは できます。ただし、承認の際に別紙3の条件を付します。 できません。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>会社名 代表者名 様</p> <p style="text-align: right;">猪苗代町長</p>	

※ 当照会はFAX、電子メール等によることも可能であること。

※ 工事発注者は「できます。」「できません。」のいずれかを横線で削除し回答すること。

別紙 1 - 1 (両工事が入札又は契約手続中の場合)

現場代理人の常駐義務緩和に係る照会書	
1 照会対象工事 (入札日：平成 年 月 日)	
工事番号・工事名	第 号
工事箇所	
工事区分	
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
配置予定現場代理人氏名	
配置予定主任技術者氏名	
2 配置予定現場代理人に従事させたい工事 (入札日：平成 年 月 日)	
工事番号・工事名	第 号
工事箇所	
工事区分	
契約金額	
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
1 との重複期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
配置予定主任技術者氏名	
<p>上記配置予定現場代理人を当該工事の現場代理人とすることの可否について回答願います。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>猪苗代町長</p> <p style="text-align: center;">会社名 代表者名</p>	
<p>上記配置予定現場代理人を当該工事の現場代理人とすることは できます。ただし、承認の際に別紙3の条件を付します。 できません。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>会社名 代表者名 様</p> <p style="text-align: right;">猪苗代町長</p>	

- ※ 当照会はFAX、電子メール等によることも可能であること。
- ※ 配置予定現場代理人に係る経歴書を添付すること。
- ※ 「2 配置予定現場代理人に従事させたい工事」の項には、両工事のうち入札時間又は見積書提出時間の早い方を記載すること。
- ※ 随意契約の場合、「入札日」とあるのは「見積提出日」と読み替えて記載すること。
- ※ 工事発注者は「できます。」「できません。」のいずれかを横線で削除し回答すること。

## 現場代理人の常駐義務緩和に係る承認申請書

## 1 申請対象工事

工事番号・工事名	第 号
工事箇所	猪苗代町
契約金額	
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
配置予定現場代理人氏名	連絡先 - -
配置予定主任技術者氏名	
不在時責任者氏名	連絡先 - -

## 2 配置予定現場代理人が現在従事している工事

工事番号・工事名	第 号
工事箇所	猪苗代町
契約金額	
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
1との重複期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
主任技術者氏名	
不在時責任者氏名	連絡先 - -

上記配置予定現場代理人を申請対象工事の現場代理人とすることについて承認願います。

平成 年 月 日

猪苗代町長

会社名

代表者名

上記配置予定現場代理人を申請対象工事の現場代理人とすることについて、裏面（別紙3）の条件を付して承認します。

上記配置予定現場代理人を申請対象工事の現場代理人とすることについては、承認できません。

平成 年 月 日

会社名

代表者名

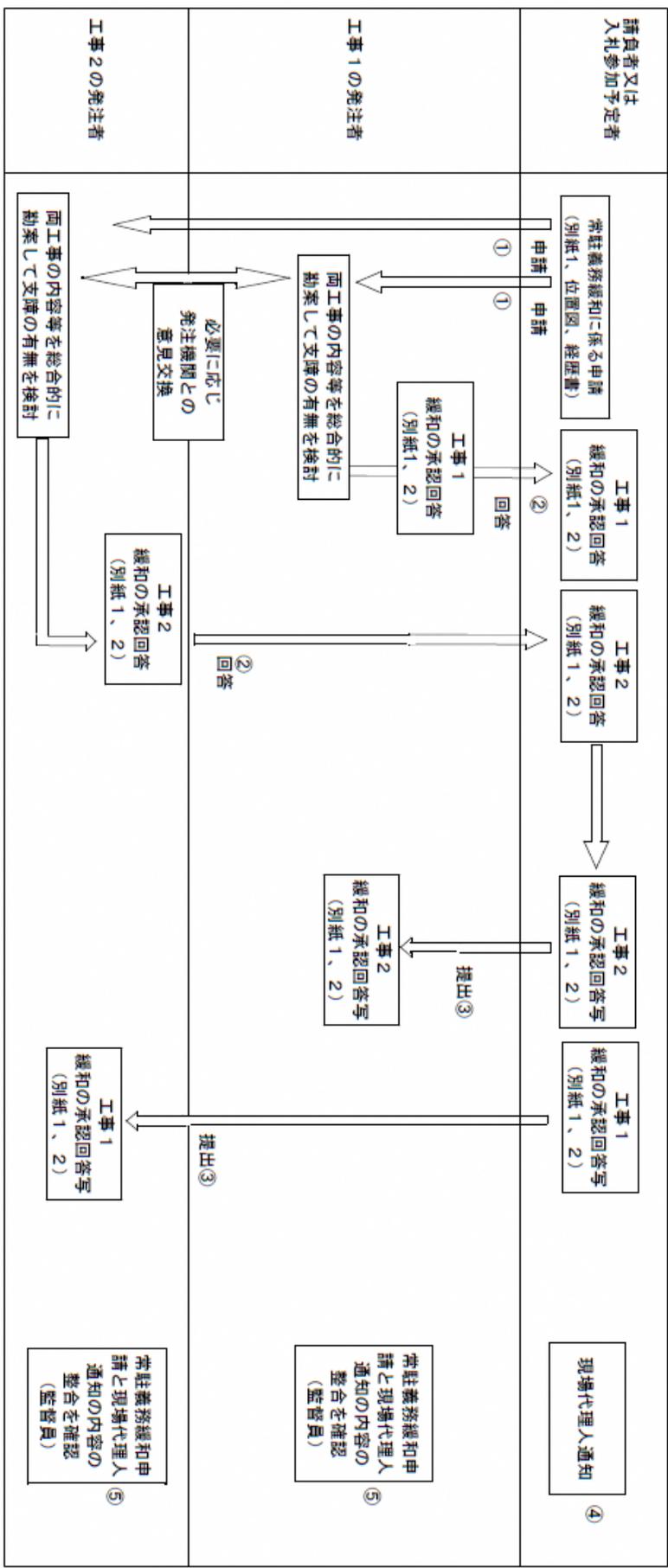
様

猪苗代町長

別紙3

現場代理人の常駐義務緩和の承認に当たって付す条件

- (1) 緩和が承認された工事現場において、次の事項を履行すること。  
履行されていないことが確認された場合には、緩和の承認を取り消すものとする。
- ① 現場代理人が不在となる工事現場においては、工事現場の取締りのほか、工事の施工に関する事項を処理できる責任者を指定し、必ず配置すること。
  - ② 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。
  - ③ 現場管理者が工事現場を離れるときは、現場の安全管理の徹底を図るとともに、監督員と必ず連絡が取れる体制を構築し、監督員が求めた場合には、速やかに工事現場まで戻ること。
- ※ ただし、緩和の承認を受けた工事の施工に当たっては、次の場合に限り上記①、②、③の義務事項を除外する。
- ア) 工事が完了して竣工検査の待機中となっている場合
  - イ) 契約後の準備期間中で、工事に着手していない場合
  - ウ) 片方の工事が中止または休止となっている場合
  - エ) 工事製作のみが行われている場合
- ④ 現場代理人は、1日に1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理に当たること。
  - ⑤ 現場管理者は、労働安全衛生法及び労働安全規則に基づき、安全衛生推進者、安全衛生責任者などを選任すること。  
また、作業主任者が必要な作業においては必ず配置すること。
- (2) 緩和が承認された工事現場において、安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故が発生した場合は直ちに緩和の承認を取り消すものとする。
- (3) 受注者が工事発注者から現場代理人の緩和の承認を取り消された際に、新たな現場代理人を配置することができない場合には、工事発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除するものとする。



■手順

- ① 入札参加予定者は、対象工事の発注者に対し、常駐義務緩和に係る申請を行う。(現場相互の距離がわかる位置図と経歴書を添付すること)
- ② 対象工事の各発注者は、常駐義務緩和に係る照会に記載された内容に基づき、対象工事と先行工事(以下「両工事」という。)の工事内容、工事場所、工程等を総合的に勘案して、必要に応じて発注機関との意見交換を行ったうえで、支障の有無を検討する。このとき、条件付で承諾する場合は、別紙2に条件を明示する。その結果、支障ないと判断できる場合は、必要事項を記載押印後、別紙2を付して常駐義務緩和の承諾書を申請者に回答する。また、支障があると判断した場合は承認しない旨を回答する。
- ③ 申請者は各発注者からの承諾書等の控えを各発注者に送付する。
- ④ 請負者は、監督員に現場代理人を通知する(現場代理人及び主任技術者等通知書。以下「現場代理人等通知」という。)
- ⑤ 監督員は、常駐義務緩和申請の内容と現場代理人等通知の内容整合を確認すること。

※受託工事の場合は、発注者が受託者と協議のうえ回答すること。